

令和元年度
千葉県立富里特別支援学校
いじめ防止基本方針

「いじめ」をしない、させないために

平成 26 年 6 月 1 日制定

平成 29 年 10 月 10 日改訂

平成 30 年 6 月 11 日改訂

令和元年 9 月 30 日改訂

1 はじめに（基本理念）

学校教育において、今「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。急速な情報技術の発展により、インターネットやスマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等を書き込む問題が生じ、いじめはますます複雑化を見せています。富里特別支援学校では、いじめ根絶に向けた取り組みとして、定期のアンケート調査の他に、定期的な集会での指導を実施しています。すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるよう、これらの調査を基に、面接や具体的な指導、さらには家庭への連絡などを丁寧に行い、いじめの未然防止と早期発見・早期解決を図ることに努めてきました。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめから児童生徒たちを救うために、「いじめは絶対にゆるされない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも起こり得るものである」との認識をもつことが大切です。また、いじめ問題に対し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

そこで、平成29年3月に改訂されたいじめ防止対策推進法を受け、また、「千葉県いじめ防止基本方針」に基づき、今一度すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織として問題に取り組むため、千葉県立富里特別支援学校「いじめ防止基本方針」を作成しました。管理職はもとより、学級担任をはじめ全教職員が熟読し、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるよう、いじめが行われなくなることを旨としてなければなりません。

富里特別支援学校では、いじめ防止対策推進法をより遵守し、学校・保護者・地域が一体となって、連携を取りあい、「いじめ」のない学校づくりに邁進するため、大幅にいじめ防止基本方針を見直しいたしました。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

いじめの禁止 「児童生徒等は、いじめを行ってはならない。」

※いじめは人間として、絶対に許されないという強い認識を持たせる。

※加害者のみならず、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという姿勢をしっかりと示していく。

○いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたって、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分に認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑥は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本認識です。

①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

②いじめは人権侵害であり、絶対に許されないという認識を学校全体でもつ。

③いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

④いじめは大人には気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。

（けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。）

⑤いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

⑥すべての教職員が、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応を心がける。

※生徒指導リーフ「いじめ理解」から

たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにつながりかねない。また、一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認するものと生徒に受け止められ、加害者側の行為をエスカレートさせたり、被害者側に教職員に相談することをためらわせたりしかねない。

3 いじめの態様

いじめとは

代表的な行為は、からかいいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、事件化した事案のように激しい暴行や傷害を伴うものは例外的です。個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、“ささいなこと”、日常적으로よくあるトラブル、という点が特徴です。

しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要があるのです。

ささいに見える行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という“目に見えにくい”攻撃行動に適切に対応するには、行為自体が“目に見えやすい”「暴力」とはしっかりと区別して考えていく必要があります。

生徒指導リーフ 【いじめの理解】

いじめ調査におけるいじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応が必要である。

「区 分」

「抵触する可能性のある刑罰法規」

- ①言葉での脅し、冷やかしやからかい・・・脅迫、名誉毀損、侮辱
- ②仲間はずれ、集団による無視・・・刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応が必要
- ③暴力を振るう・・・・・・・・・・・・・暴行、傷害
- ④金品をたかられる・・・・・・・・・・・・・恐喝
- ⑤お節介、親切の押しつけ・・・・・・・・・・・・・強要
- ⑥ブログ、プロフ、HP掲示板による誹謗中傷・・・名誉毀損、侮辱
- ⑦その他
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・・・窃盗、器物破損

4 学校いじめ対策の組織

・名称の位置付け 【富里特別支援学校いじめ防止対策委員会】

・組織図の作成

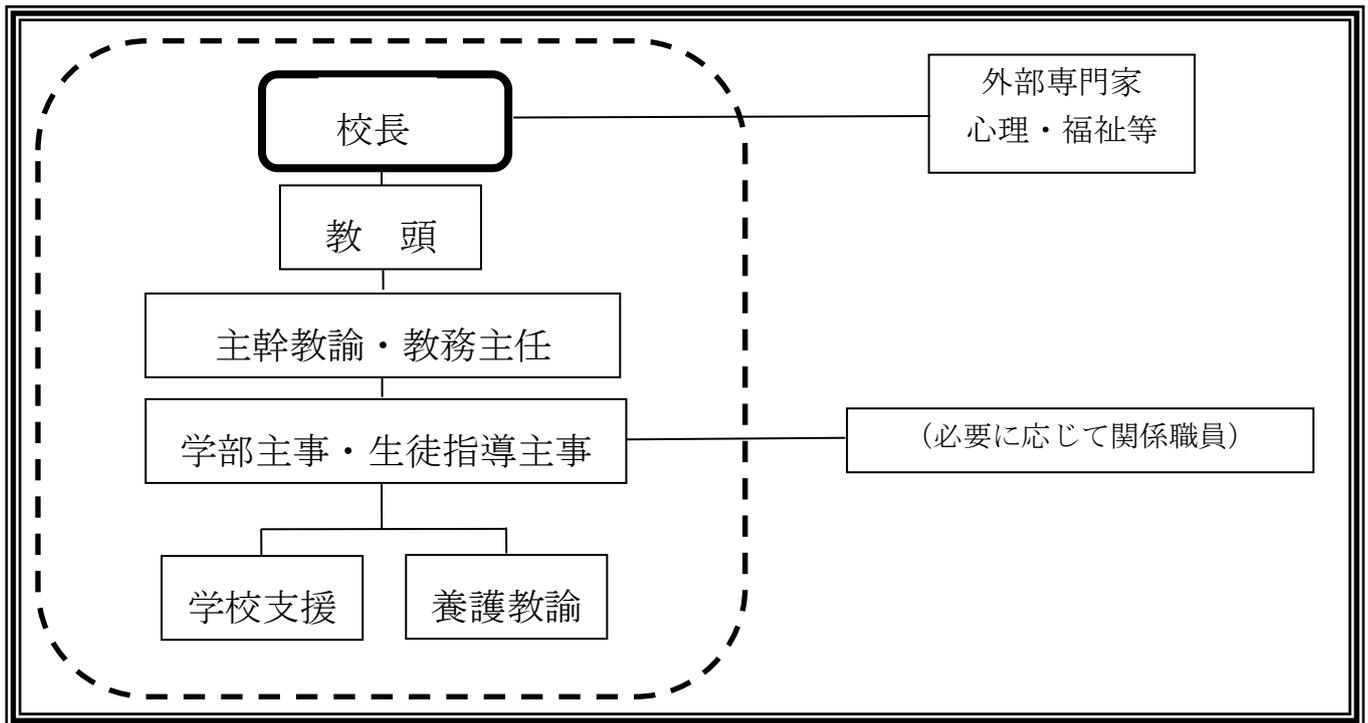
・構成員の確認

いじめ対策主任（生徒指導主事が兼ねる）を位置付け、複数の教職員
場合によっては心理、福祉等の専門家を含む。

・定例会議の開催（原則として学期に1回程度の開催）

・緊急時の対応会議の開催

組織名 【富里特別支援学校いじめ防止対策委員会】



① いじめ対策会議（企画・運営会議のイメージ）

○メンバー

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学部主事、生徒指導分掌、養護教諭、
学年主任、学校支援

- ・学期に1回程度開催 ・学校いじめ基本方針の策定中心組織
- ・具体的な年間計画等の作成、見直し
- ・いじめの相談、通報窓口
- ・学校のいじめ防止の取り組みが計画的に進んでいるのか確認
- ・開催した場合は学校日誌に記録。

② いじめ防止対策委員会事務局（日常的な担当者会議）

○生徒指導部、及び教頭（※いじめ事案等の内容によって）

- ・定期的で開催する（年3回） ※それ以外は必要に応じて開催する
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録

③ いじめに関わる情報があつた時の緊急会議

○メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、学部主事、養護教諭、担任（該当する担任及び必要関係者）

- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・いじめ相談窓口としての役割
- ・開催した場合は学校日誌に記録

5 いじめの未然防止

(1) 未然防止の考え方

未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まります。いじめに特化した何か特別な訓練やプログラムを実施しないと始まらない、などと考える必要はありません。

居場所づくりと絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に児童生徒が様々なストレス（ストレスをもたらす要因）に囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとられることは減ります。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らがつくりだしていくことができます。

それが、未然防止の第一歩です。

学校いじめ防止基本方針の策定Q&Aより

(2) 学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応

- ・障害特性によるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) 居場所づくり

「居場所づくり」とは、生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供することを指しています。すなわち、教職員が児童生徒のためにそうした「場づくり」を進めることであり、生徒はそれを享受する存在と言えます。

教職員の働きかけ

- ・課題を抱えている生徒に寄り添う
- ・人間関係に悩む生徒の相談にのる
- ・間違ったり失敗したりしても笑われない学級にする
- ・対人関係のトラブルが起きないように、トレーニングを行う

このような働きかけによって、児童生徒相互の間に「安心感」や「親密感」が期待できます。

(4) 絆づくり

「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことを指しています。「絆づくり」を進めるのは生徒自身であり、我々教職員に求められるのはそのための「場づくり」、いわば黒子の役割と言えます。すなわち、日々の授業や行事等において、すべての児童生徒が活躍できる場面を実現することが「絆づくり」といえます。

児童生徒の主体的な参加による活動

- ・各行事の係り活動
- ・給食の準備や片付けの手伝い
- ・生徒会活動
- ・小中高等部の交流活動（全校集会等）

このような生徒が主体的に取り組む共同的な活動に取り組むことで、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己存在感」を生徒が感じとれる絆づくりが期待できる。

(5) いじめ防止のための授業改善

すべての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながります。

授業づくりにおいて、どの児童生徒にとっても安心して学べる学級づくり、分かりやすい授業づくりを行う際の、3つのポイントとして

- ① 児童生徒に「自己決定の場」の場や機会をより多く用意し、児童生徒が自己実現の喜びを味わうことができるようにすること
- ② 児童生徒に「自己存在感」を得られること
- ③ 教師と児童生徒の信頼関係及び相互の「共感的人間関係」を育成することです。

授業に関連して教師が注意すべき点には、

- ① 教師の不適切な認識や言動
- ② 差別的な態度や言動は、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする例も見られるので、注意が必要です。

(6) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。

いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の未発達から発生するものであり、いじめをしない、させない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。

児童生徒が心を揺さぶられる教材や資料に出会い、「やさしさ」や「思いやり」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめ防止につながると考えられます。

(7) 体験活動の充実

児童生徒が自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していきます。

- ・ 校外学習
- ・ 保健体育
- ・ 産業現場等における現場実習
- ・ 交通安全教室

(8) 保護者・地域住民への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会、学区連絡協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、HP、学校・学部だより等による啓発活動を積極的に行います。

いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発

- ・ いじめ問題に対する基本的な考え方
- ・ いじめの実態や指導方針等の情報提供
- ・ いじめに関する通報、相談、連絡体制の整備
- ・ 学校いじめ防止基本方針を富里特別支援学校ホームページで公表する

(9) 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠です。連携を図るためには、管理職や生徒指導主事を中心に、日頃から学校や地域の状況についての情報交換が大切です。

関係機関

- ・ 千葉県教育委員会
- ・ 警察（佐倉・成田）
- ・ 社会福祉課
- ・ 児童相談所
- ・ 施設（不二学園、八街学園）
- ・ デイサービス、事業所

(10) いじめの防止等のための教職員研修の充実

学校においては、校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ります。

年度初めに本校いじめ防止基本方針の内容や情報共有経路、対処の方法等を確認する研修を実施します。また、年度途中には必要に応じて、発生した事案に合わせて、情報を共有する研修を実施します。年度末にはいじめ防止に向けた取り組みの検証を全職員で行います。

(11) 年間計画

		学校行事	いじめ問題に関する年間計画
前期	4	・入学式	・「いじめ防止基本方針」共通理解
	5	・授業参観	・個別相談
	6	・運動会	・定期的なアンケート
	7		・第1回いじめ防止対策委員会
	8		
	9		・第2回いじめ防止対策委員会
後期	10	・教育ミニ集会	・個別相談
	11	・とみよう祭	
	12		・定期的なアンケート
	1		・第3回いじめ防止対策委員会
	2		
	3	卒業式 入学説明会	

6 いじめ早期発見のための措置

(1) 早期発見の基本について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と児童生徒との信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められています。

(2) 日々の観察における早期発見の手立て

気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、例えば5W1H（いつ、どこで、だれが、だれと、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにします。そうして得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくります。

(3) 児童生徒のささいな変化に気づくために

例えば、出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞くということも大切なことです。また、家庭での様子は保護者より連絡帳の記述からうかがうこともできます。学校生活のあらゆる場面で情報が得られるよう、普段から教員間の情報交換を大切にしていこうようにします。

(4) 定期的なアンケート調査の実施

誰が被害者か加害者かとは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的（7月・1月）に把握し、いじめが起きにくくなるような取り組みを意図的・計画的に行って、その取り組みの成果を評価し改善するために、「アンケート」を実施します。

いじめアンケートを実施する目的は、過去の経験率を知ること、そして今後どの程度に起こりそうかを知ることにあります。

7 早期対応（個別のいじめに対して講ずべき措置）

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学部及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

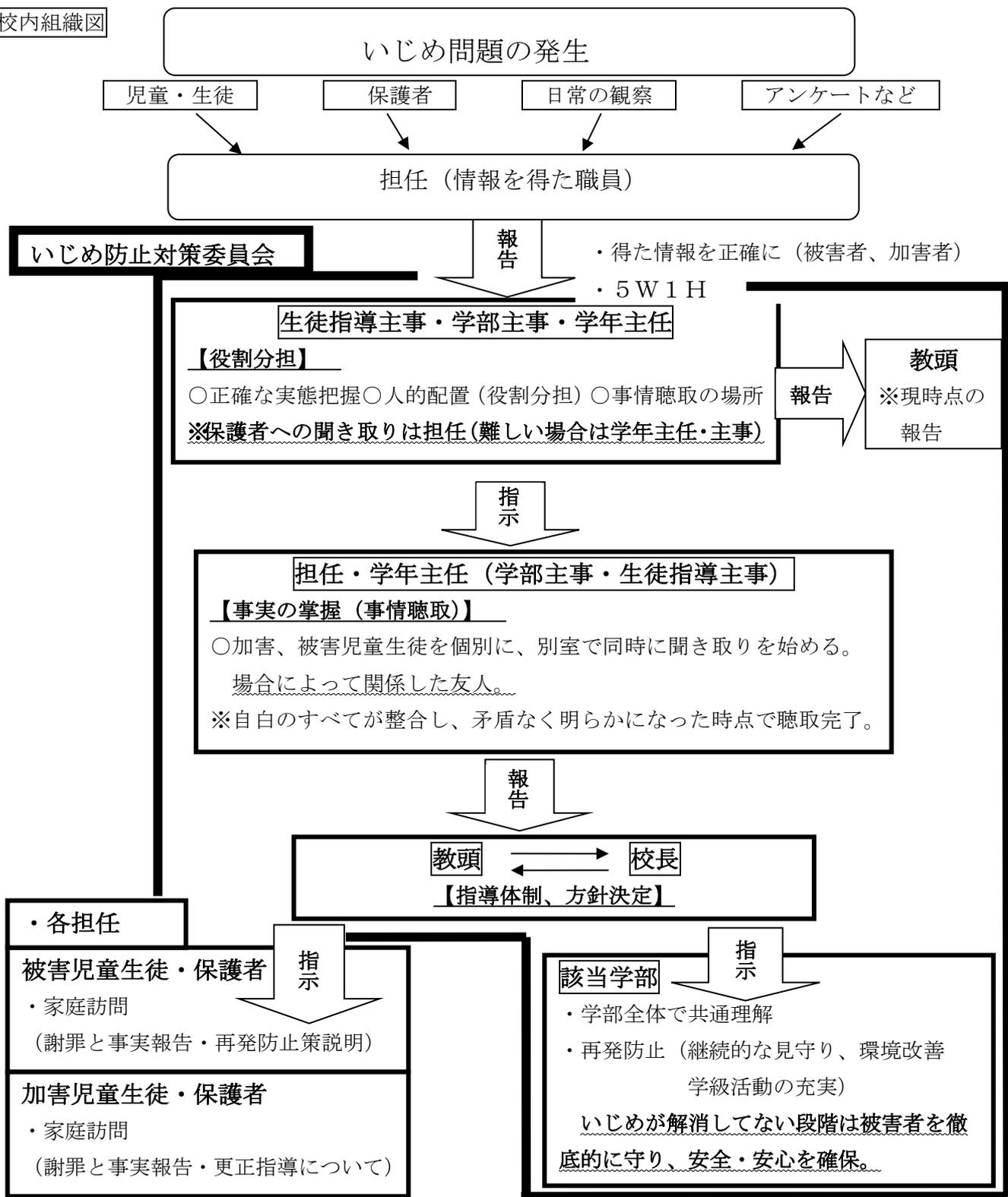
また、発生した事案によっては、「いじめ」という言葉を使わず柔軟に指導を進める場合があります。

	いじめに係る行為が止 んでいない	いじめに係る行為が 止んでいる (3ヶ月未満)	いじめに係る行為が 止んでいる (3ヶ月以上)
心理的苦痛がある	要指導	要支援	要支援
心理的苦痛がない		見守り	解消

※被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等で確認する。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

校内組織図



(2) ネットいじめについて

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて細心の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話・スマートフォン等を管理する保護者と連携した取り組みを行う必要があります。

早期発見には、メールを見たときの表情の変化や機器の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が必要です。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく必要があります。

8 重大事態への対処

重大事態とは、

- ① いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条 第1項 第1号より)

例・自殺を企図した場合

- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

(いじめ防止対策推進法 第28条 第1項 第2号より)

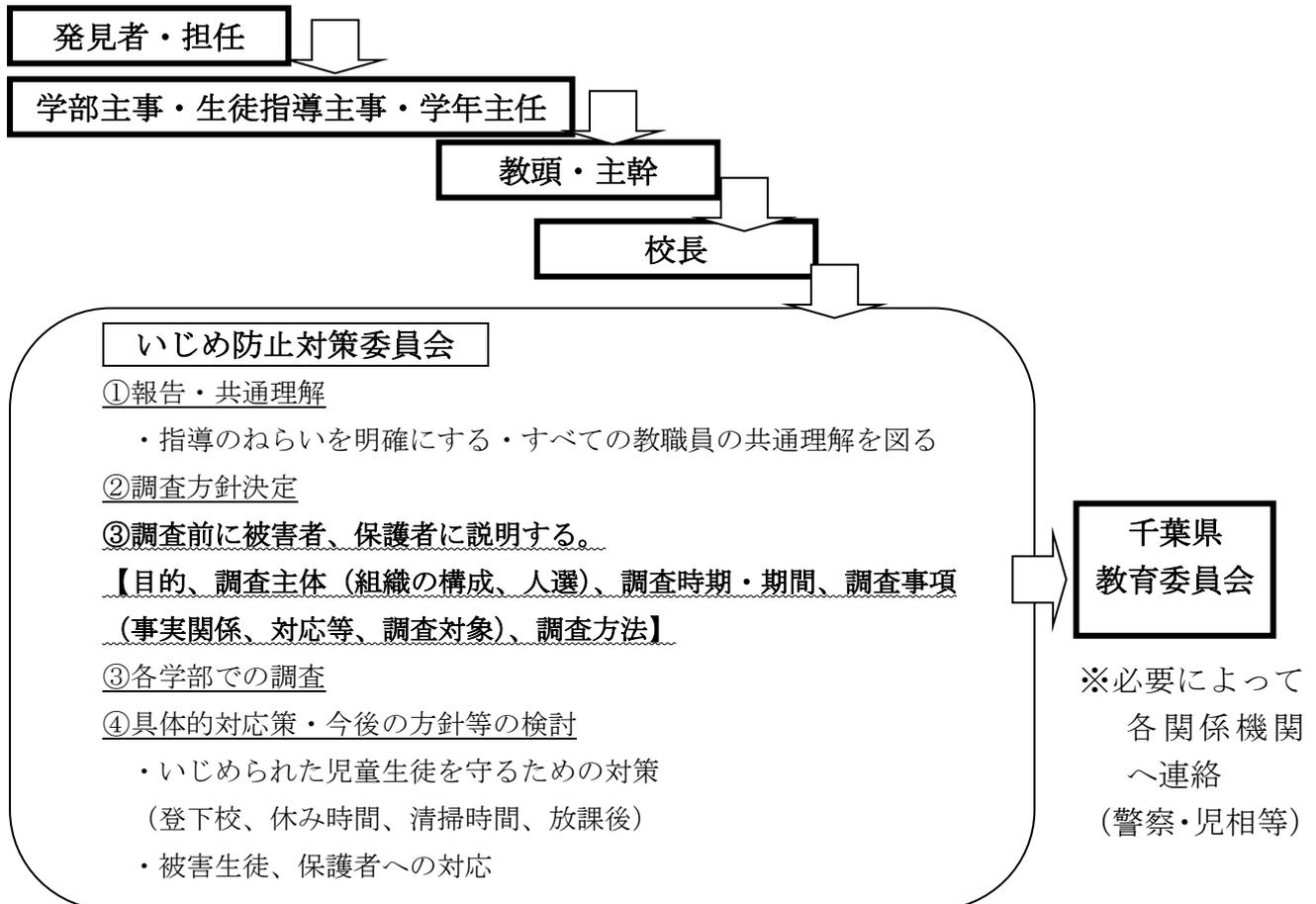
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針より)

重大事態の疑いがあると認める場合、これを「重大事態」として学校の設置者(教育委員会)に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する必要があります。

重大事態の発生時にはまだ、それが「いじめによる」ものか判断できないかもしれませんが、重大事態の「疑い」があった場合や、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったら、すぐに学校設置者(千葉県教育委員会)に報告・相談をします。

校内組織図(重大事態)



9 学校評価

- ・年度毎にいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応をします。
- ・年度の反省により、学校いじめ防止基本方針の見直し規定を行います。

【いじめに関する学校評価】

いじめに対する取り組み実施状況について学校評価の項目に設定する。

10 学校におけるいじめの相談・通報窓口

○千葉県立富里特別支援学校	0476-92-2100
○千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
○千葉県警察少年センター (ヤング・テレホン) 平日・午前9時～午後5時	0120-783-497
○24時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310